

「中小企業再生支援協議会事業（産業復興相談センター事業）実施基本要領」新旧対照表

改正	現行
<p>本要領は、東日本大震災により被害を受けた地域において<u>産業競争力強化法第127条の規定に基づき中小企業再生支援業務を行う者として認定を受けた者</u>（以下、「<u>認定支援機関</u>」という。）が、国との委託契約により実施する産業復興相談センター事業（国との委託契約により受託法人が行う再生計画策定支援等の再生支援業務を実施する事業。（以下、「相談センター事業」といい、相談センター事業を実施する者を「受託法人」という。)) について、その内容、手続、基準等を定めるものである。</p> <p>1 略</p> <p>2</p> <p>(1) 受託法人は、相談センター事業を実施するため、<u>産業復興相談センター</u>（以下「<u>相談センター</u>」という。）の名称を使用し、<u>中小企業再生支援協議会、窓口相談業務部門、再生計画策定支援業務部門、債権買取支援業務部門、事業引継ぎ支援センター・事業引継ぎ相談窓口</u>（「<u>事業引継ぎ支援事業実施基本要領2.</u>」に基づく<u>支援業務部門・相談対応部門</u>）および相談センター事務局を置く。</p> <p>また、相談センターは、必要に応じて設置される相談センター事務所（被災沿岸地域等における一次的相談窓口）、被災地商工会議所・商工会等と十分な連携を図ることとする。</p> <p>(2)～(6) 略</p>	<p>本要領は、東日本大震災により被害を受けた地域において<u>産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第41条の規定に基づき中小企業再生支援業務を行う者として認定を受けた者が</u>、国との委託契約により実施する産業復興相談センター事業（国との委託契約により受託法人が行う再生計画策定支援等の再生支援業務を実施する事業。（以下、「相談センター事業」といい、相談センター事業を実施する者を「受託法人」という。)) について、その内容、手続、基準等を定めるものである。</p> <p>1 略</p> <p>2</p> <p>(1) 受託法人は、相談センター事業を実施するため、<u>産業復興相談センター</u>（以下「<u>相談センター</u>」という。）の名称を使用し、<u>中小企業再生支援協議会、窓口相談業務部門、再生計画策定支援業務部門、債権買取支援業務部門、事業引継ぎ支援センター</u>（<u>中小企業再生支援協議会（事業引継ぎ支援センター）事業実施基本要領2.</u>」に基づく<u>支援業務部門</u>）および相談センター事務局を置く。</p> <p>また、相談センターは、必要に応じて設置される相談センター事務所（被災沿岸地域等における一次的相談窓口）、被災地商工会議所・商工会等と十分な連携を図ることとする。</p> <p>(2)～(6) 略</p>

3. 産業復興相談センター

(1) 略

(2) 窓口相談業務部門及び債権買取支援業務部門

①～② 略

③ (中略)

なお、窓口相談業務統括責任者補佐及び買取業務統括責任者補佐が当該金融機関から出向している場合に、窓口相談等責任者は、原則として、当該窓口相談業務統括責任者補佐及び買取業務統括責任者補佐が、相談企業又は対象債権者等との間に利害関係を有する場合その他必要と認める場合は、当該窓口相談業務統括責任者補佐及び買取業務統括責任者補佐に窓口相談及び債権買取支援を担当させてはならない。ただし、当該窓口相談業務統括責任者補佐及び買取業務統括責任者補佐を担当させないことにより当該支援業務の円滑な運営に支障を来すおそれがある場合に限り、窓口相談等責任者は、相談企業及び対象債権者等の承諾を得て、当該窓口相談業務統括責任者補佐及び買取業務統括責任者補佐を窓口相談及び債権買取支援を担当させることができる。

④ 略

(3) 略

(4) 産業復興相談センターの業務内容

相談センターは、以下のとおり対応する。

3. 産業復興相談センター

(1) 略

(2) 窓口相談業務部門及び債権買取支援業務部門

①～② 略

③ (中略)

なお、窓口相談等責任者補佐及び買取業務統括責任者補佐が当該金融機関から出向している場合に、窓口等責任者は、原則として、当該窓口相談等責任者補佐及び買取業務統括責任者補佐が、相談企業又は対象債権者等との間に利害関係を有する場合その他必要と認める場合は、当該窓口相談等責任者補佐及び買取業務統括責任者補佐に窓口相談及び債権買取支援を担当させてはならない。ただし、当該窓口相談等責任者補佐及び買取業務統括責任者補佐を担当させないことにより当該支援業務の円滑な運営に支障を来すおそれがある場合に限り、窓口相談等責任者は、相談企業及び対象債権者等の承諾を得て、当該窓口相談等責任者補佐及び買取業務統括責任者補佐を窓口相談及び債権買取支援を担当させることができる。

④ 略

(3) 略

(4) 産業復興相談センターの業務内容

相談センターは、以下のとおり対応する。

<p>① 窓口相談業務部門 (i) ~ (ii) 略</p> <p>(iii) 窓口相談等責任者は、<u>中小企業再生支援協議会</u>（以下、「協議会」という。）の会長に対し、適宜、業務の遂行状況の報告を行うとともに、全体会議において窓口相談での対応状況、産業復興機構への債権買取要請の実績等について報告を行う。</p> <p>② 略</p> <p>③ 債権買取支援業務部門 (i) 略</p> <p>(ii) 債権買取支援業務部門は、事業者に対し、経営悪化時の早期対応の必要性等に関する広報活動に努めるほか、<u>中小企業支援機関</u>の職員等に対し、中小企業者その他の事業者の再生を支援するための手法や考慮事項等に関する広報等に努める。</p> <p>(iii) 略</p> <p>4. 総合窓口相談 略</p> <p>5. 再生計画策定支援業務部門の業務手順</p>	<p>① 窓口相談業務部門 (i) ~ (ii) 略</p> <p>(iii) 窓口相談等責任者は、<u>協議会</u>の会長に対し、適宜、業務の遂行状況の報告を行うとともに、全体会議において窓口相談での対応状況、産業復興機構への債権買取要請の実績等について報告を行う。</p> <p>② 略</p> <p>③ 債権買取支援業務部門 (i) 略</p> <p>(ii) 債権買取支援業務部門は、事業者に対し、経営悪化時の早期対応の必要性等に関する広報活動に努めるほか、<u>企業支援機関</u>の職員等に対し、中小企業者その他の事業者の再生を支援するための手法や考慮事項等に関する広報等に努める。</p> <p>(iii) 略</p> <p>4. 総合窓口相談 略</p> <p>5. 再生計画策定支援業務部門の業務手順</p>
--	--

<p>(1) 略</p> <p>(2) 再生計画策定支援（第二次対応） 「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領 6. 再生計画策定支援（第二次対応）」を準用する。ただし、以下のとおり取り扱う。</p> <p>(i) 「中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順（再生計画検討委員会が再生計画案の調査・報告を行う場合）」は「<u>別途定める策定手順</u>」と読み替える。</p> <p>(ii) ～ (viii) 略</p> <p>6. 債権買取支援業務部門の業務手順 略</p> <p>7. 公表 再生計画策定支援及び債権買取支援が完了した案件の公表手順は、「<u>中小企業再生支援協議会事業実施基本要領 7.</u>」のとおりとし、「認定支援機関」を「受託法人」と読み替える。</p> <p>8. 守秘義務 (1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 相談申込に係る申込書を相談企業から徴することとし、当該申込書において、本事業の遂行のために中小企業庁、経済産業局及び中小企業再生支援全国本部（各認定支援機関における<u>協議会事業に対して助言等の</u></p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 再生計画策定支援（第二次対応） 「中小企業再生支援協議会事業実施基本要領 6. 再生計画策定支援（第二次対応）」を準用する。ただし、以下のとおり取り扱う。</p> <p>(i) 「中小企業再生支援協議会の支援による再生計画の策定手順（再生計画検討委員会が再生計画案の調査・報告を行う場合）」は<u>別途定める策定手順</u>と読み替える。</p> <p>(ii) ～ (viii) 略</p> <p>6. 債権買取支援業務部門の業務手順 略</p> <p>7. 公表 再生計画策定支援及び債権買取支援が完了した案件の公表手順は、<u>中小企業再生支援協議会事業実施基本要領 7.</u>のとおりとし、「認定支援機関」を「受託法人」と読み替える。</p> <p>8. 守秘義務 (1) ～ (2) 略</p> <p>(3) 相談申込に係る申込書を相談企業から徴することとし、当該申込書において、本事業の遂行のために中小企業庁、経済産業局及び中小企業再生支援全国本部（各認定支援機関における<u>中小企業再生支援協議会事業</u></p>
---	---

支援業務等を行う全国的な組織。) に対しては相談内容及び支援内容を  
開示することの承諾を得ておくものとする。

(4) ~ (5) 略

を側面的に支援する全国的な組織。以下、「全国本部」という。) に対し  
ては相談内容及び支援内容を開示することの承諾を得ておくものとする。

(4) ~ (5) 略